

「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」
～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

参考資料集

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

1 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

- (1) 認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるキャンペーンの実施
- (3) 学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解の推進

- 社会全体で認知症の人を支える基盤として、認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるキャンペーンを実施。【厚生労働省】
- 学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解の推進など認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を図る。【厚生労働省】【文部科学省】

① 認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるキャンペーンの実施

- 広告等を通じて、認知症への社会の理解を深めるための**全国的なキャンペーンを展開**
- 認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点からも、**認知症の人が自らの言葉でそのメッセージを語る姿等を積極的に発信**

② 学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解の推進

- 高齢者との交流活動など、高齢社会の現状や認知症の人を含む**高齢者に対する理解を深めるような教育を推進**
- **小・中学校での認知症サポーター養成講座の開催**等を利用した認知症に関する正しい理解の普及
- **大学等において、学生がボランティアとして認知症高齢者等と関わる機会を持つ**ことができるよう、自主的な取組を推進



認知症は皆にとって身近な病気であることを社会全体として確認

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

1 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

(2) 認知症サポーターの養成と活動の支援

- 地域や職域で認知症サポーターの養成を進めるとともに、活動の任意性は維持しつつ、養成された認知症サポーターが認知症高齢者等にやさしい地域づくりを加速するために様々な場面で活躍してもらえるようにする。【厚生労働省】

(認知症サポーター)

- 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人

○キャラバンメイト養成研修

実施主体：都道府県、市町村、全国的な職域団体等

目的：地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバンメイト」を養成

内容：認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。

○認知症サポーター養成講座

実施主体：都道府県、市町村、職域団体等

対象者：

〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等

〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット
コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関等

〈学校〉小中高等学校、教職員、PTA等



【実績と目標値】

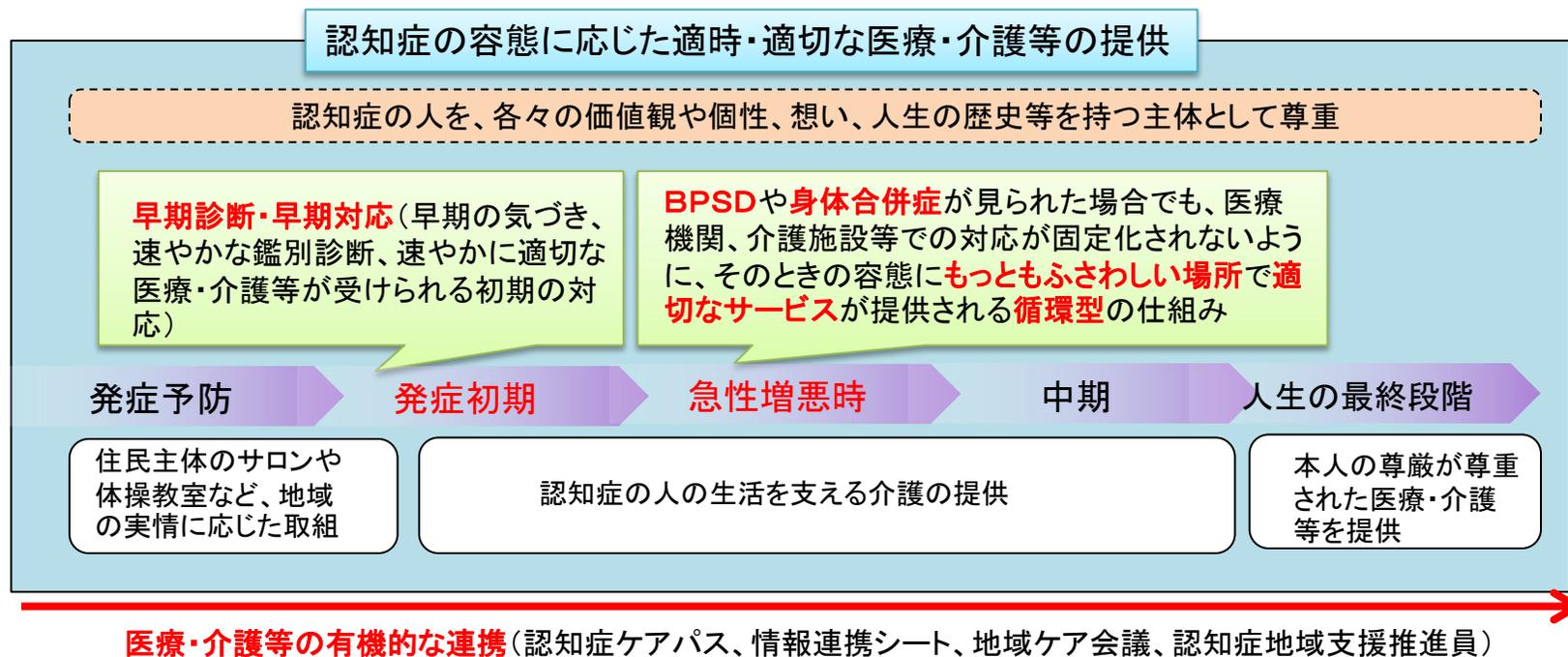
サポーター人数：2014(平成26)年9月末実績 545万人⇒ 2017(平成29)年度末 800万人

※ さらに、平成27年度にサポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する手法の見本を検討するとともに、平成28年度以降、地域や職域の実情に応じた取組を推進

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

- 本人主体の医療・介護等を基本に据えて医療・介護等が有機的に連携し、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく、早期診断・早期対応を軸とし、行動・心理症状(BPSD)や身体合併症等が見られた場合にも、医療機関・介護施設等での対応が固定化されないように、退院・退所後もそのときの容態にもっともふさわしい場所で提供される循環型の仕組みを構築。その際、入院・外来による認知症の専門医療も循環型の仕組みの一環であるとの認識の下、その機能分化を図りながら、医療・介護の役割分担と連携を進める。また、介護現場の能力を高め、介護で対応できる範囲を拡げるためには、精神科や老年科等の専門科による、医療の専門性を活かした介護サービス事業者等への後方支援と司令塔機能が重要であり、その質の向上と効率化を図っていく。【厚生労働省】

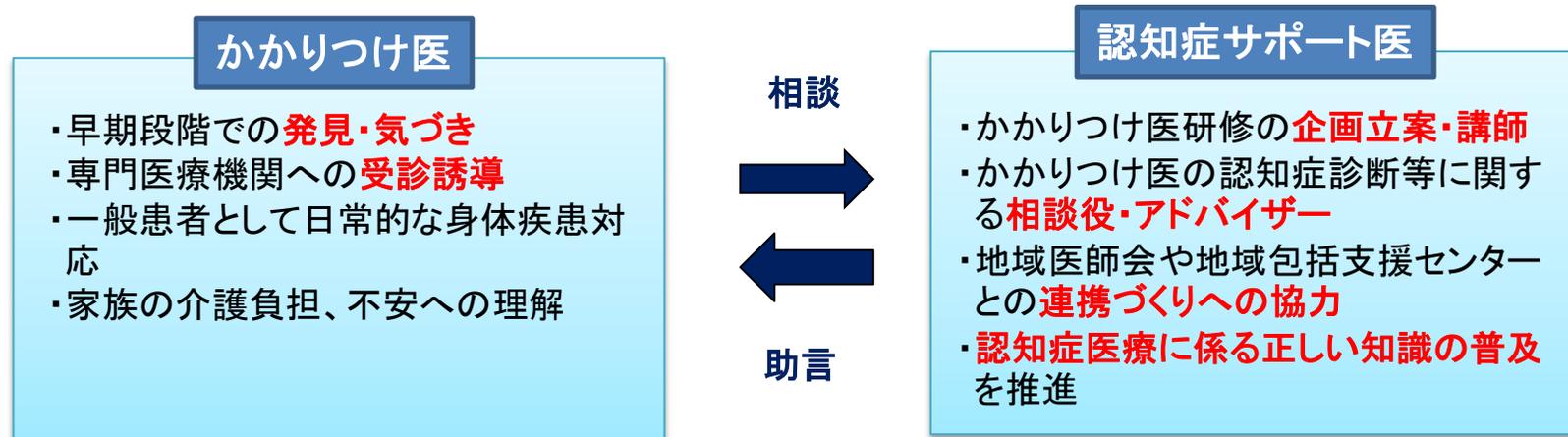


認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供

(3) 早期診断・早期対応のための体制整備<かかりつけ医・認知症サポート医等>

- 身近なかかりつけ医が認知症に対する対応力を高め、必要に応じて適切な医療機関に繋ぐことが重要。かかりつけ医の認知症対応力を向上させるための研修や、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成を進める。さらに、関係学会における認知症に関する専門医、認定医等について、数値目標を定めて具体的に養成を拡充するよう、関係各学会等と協力して取り組む。【厚生労働省】



【事業名】 かかりつけ医等の対応力向上研修、認知症サポート医の養成研修事業

【実績と目標値】

かかりつけ医: 2013(平成25)年度末実績 38,053人 ⇒ 2017(平成29)年度末 60,000人
認知症サポート医: 2013(平成25)年度末実績 3,257人 ⇒ 2017(平成29)年度末 5,000人

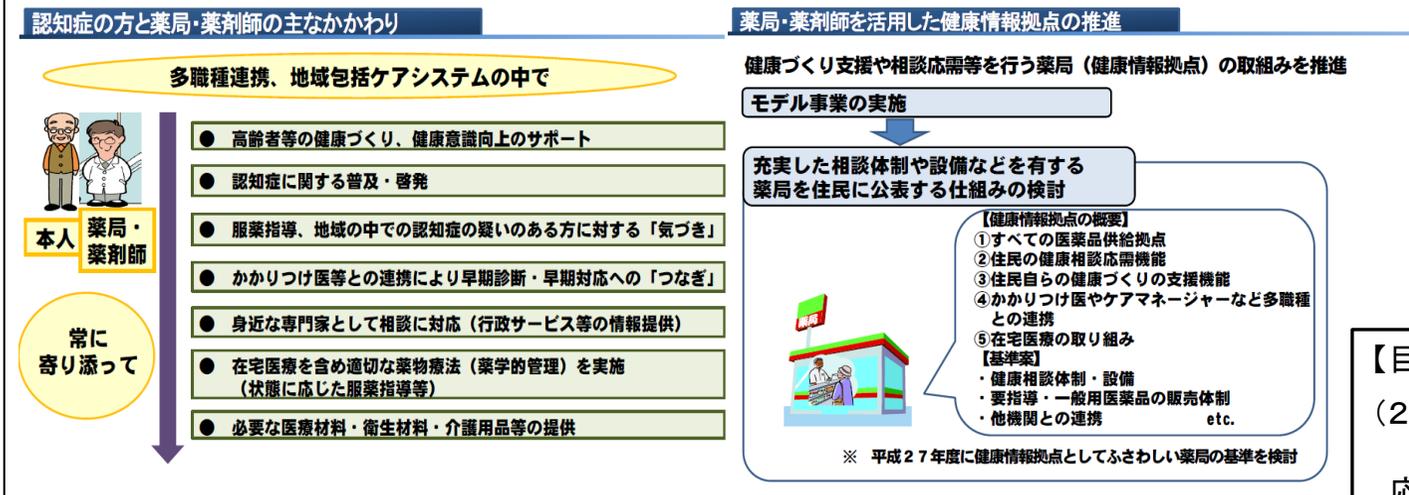
認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供

(3) 早期診断・早期対応のための体制整備

- 歯科医師等による口腔機能の管理や薬剤師による服薬指導等を通じてこれらの専門家が高齢者等と接する中で、認知症の疑いがある人に早期に気付き、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行うことを推進する。このため、歯科医師や薬剤師の認知症対応力を向上させるための研修の在り方について検討した上で、関係団体の協力も得ながら研修を実施する。【厚生労働省】

<認知症施策における『薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点』の活用>



歯科医師及び薬剤師については、認知症の早期発見における役割だけでなく、**かかりつけ医と連携して、口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行う必要**

【目標値】(新設)

(27年度)
歯科医師や薬剤師の認知症対応力向上を図るための研修の在り方について検討

(28年度以降)
関係団体の協力を得て研修実施

【事業名】 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業

【実績】 平成26年度に47都道府県においてモデル事業を開始

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供

(3) 早期診断・早期対応のための体制整備<認知症疾患医療センター等の整備>

- 認知症の疑いがある人については、速やかに鑑別診断が行われることが必要。認知症疾患医療センターについては、都道府県ごとに地域の中で担うべき機能を明らかにした上で、認知症疾患医療センター以外の鑑別診断を行うことができる医療機関と併せて、計画的に整備を図っていく。【厚生労働省】

	基幹型	地域型	診療所型	
設置医療機関	病院(総合病院)	病院(単科精神科病院等)	診療所	
設置数(平成26年12月15日現在)	13か所	269か所	7か所	
基本的活動圏域	都道府県圏域	二次医療圏域		
専門的医療機能	鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談		
	人員配置	・専門医(1名以上) ・専任の臨床心理技術者(1名) ・専任のPSW又は保健師等(2名以上)	・専門医(1名以上) ・専任の臨床心理技術者(1名) ・専任のPSW又は保健師等(2名以上)	・専門医(1名以上) ・臨床心理技術者(1名:兼務可) ・専任のPSW又は保健師等(1名以上:兼務可)
	検査体制 (※他の医療機関との連携確保対応で可)	・CT ・MRI ・SPECT(※)	・CT ・MRI(※) ・SPECT(※)	・CT(※) ・MRI(※) ・SPECT(※)
	BPSD・身体合併症対応	空床を確保	急性期入院治療を行える医療機関との連携体制を確保	
	医療相談室の設置	必須	—	

【事業名】 認知症疾患医療センター運営事業

【実績と目標値】 2014(平成26)年度見込み 約300か所 ⇒ 2017(平成29)年度末 約500か所

※ 基幹型、地域型及び診療所型の3類型の機能やその連携の在り方を見直し、地域の実情に応じて柔軟に対応できるようにする。

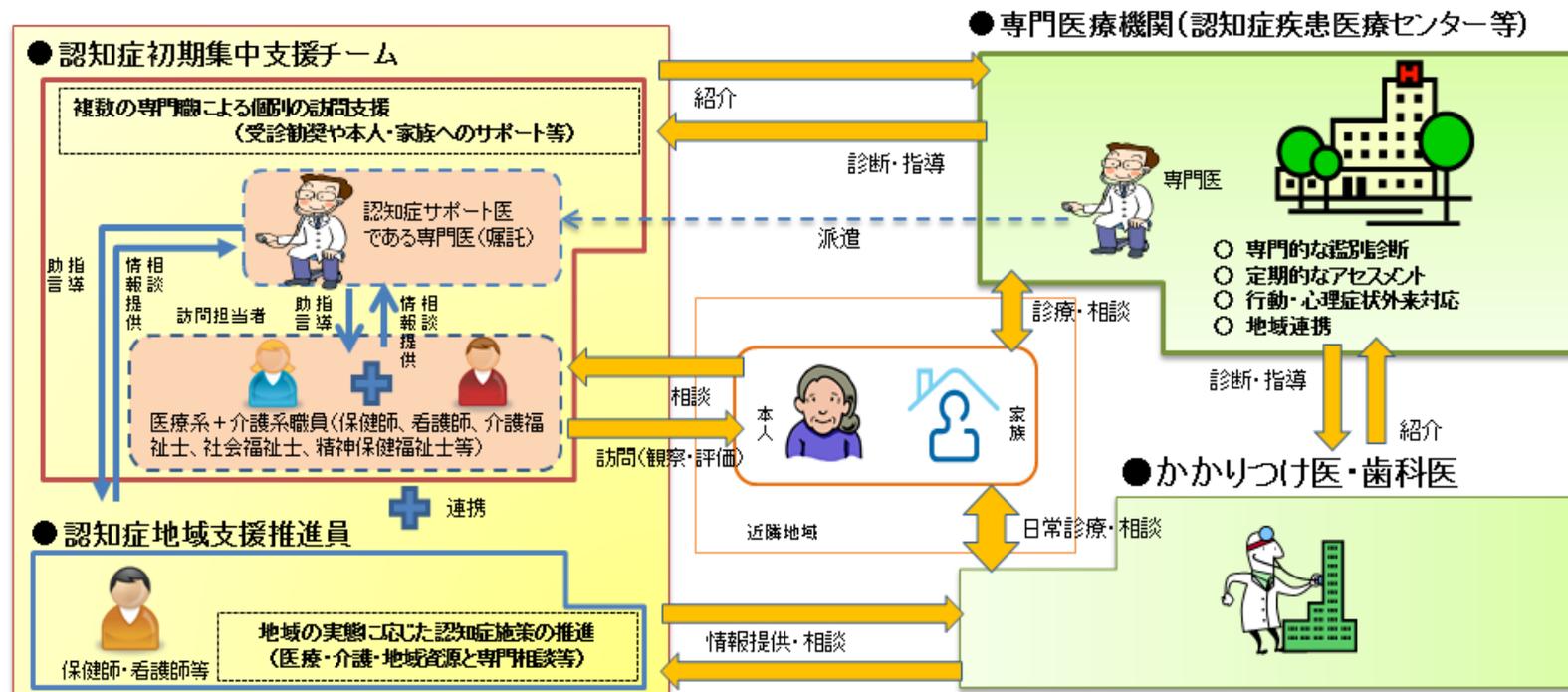
認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供

(3) 早期診断・早期対応のための体制整備<認知症初期集中支援チームの設置>

- 早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制が構築されるよう、認知症初期集中支援チームの設置を推進。

このほか、早期診断の際に地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を推進。【厚生労働省】



【事業名】 認知症初期集中支援推進事業

【実績と目標値】 2014(平成26)年度見込み 41市町村 ⇒ 2018(平成30)年度～ すべての市町村で実施

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供

(4) 行動・心理症状（BPSD）や身体合併症等への適切な対応＜BPSDへの対応＞

- 認知症の人に行動・心理症状(BPSD)や身体合併症等が見られた場合にも、医療機関・介護施設等で適切な治療やリハビリテーションが実施されるとともに、当該医療機関・介護施設等での対応を固定化されないように、退院・退所後もそのときの容態にもっともふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みを構築。その際、認知症の専門医療の機能分化を図りながら、医療・介護の役割分担と連携を進める。【厚生労働省】

①行動・心理症状(BPSD)

- 行動・心理症状(BPSD)は**身体的要因や環境要因が関与**することもある。
- 早期診断とその後の本人主体の医療・介護等を通じて行動・心理症状(BPSD)を予防。行動・心理症状(BPSD)が見られた場合**的確なアセスメント**を行った上で**非薬物的介入を対応の第一選択とするのが原則**。
- 専門的医療サービスを必要に応じて集中的に提供する場と長期的・継続的な生活支援サービスを提供する場の**適切な役割分担**が望まれる。
- **入院が必要な状態**を一律に明確化することは困難であるが、①妄想(被害妄想など)や幻覚(幻視、幻聴など)が目立つ、②些細なことで怒りだし、暴力などの興奮行動に繋がる、③落ち込みや不安・苛立ちが目立つこと等により、**本人等の生活が阻害され、専門医による医療が必要とされる場合が考えられる**。

②身体合併症

- 認知症の人の身体合併症等への対応を行う急性期病院等では、認知症の人の個別性に合わせたゆとりある対応が後回しにされ、**身体合併症への対応は行われても、認知症の症状が急速に悪化してしまうような事例も見られる**。
- 入院、外来、訪問等を通じて認知症の人と関わる**看護職員は、医療における認知症への対応力を高める鍵**。

- 「**かかりつけ医のためのBPSDに対応する向精神薬使用ガイドライン**」等の普及
- 地域における退院支援・地域連携**クリティカルパスの作成**を進め、精神科病院等からの**円滑な退院**や**在宅復帰**を支援

- **一般病院勤務の医療従事者**に対する**認知症対応力向上研修**を推進
- 介護老人保健施設等の**先進的な取組**を収集し、全国に紹介することで、**認知症リハビリテーション**を推進

【目標】(新設)

(27年度)

看護職員の認知症対応力向上を図るための研修の在り方について検討

(28年度以降)

関係団体の協力を得て研修実施

【事業名】 一般病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修事業

【実績と目標値】

2013(平成25)年度末実績 3,843人 ⇒ 2017(平成29)年度末 87,000人

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供

(5) 認知症の人の生活を支える介護の提供＜介護サービス基盤の整備＞

- 認知症の人は、様々な形で介護サービスと関わりながら生活をしていくこととなる。介護保険事業計画及び介護保険事業支援計画に沿って、介護サービス基盤の整備を進めていく。【厚生労働省】

介護サービス基盤の整備(イメージ図)

介護保険事業 (支援)計画

- ・各市町村におけるサービス見込み量を定めたもの



○介護保険施設



○訪問・通所系サービス

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型サービス 等



○居住系サービス

- ・認知症グループホーム
- ・特定施設入居者生活介護 等



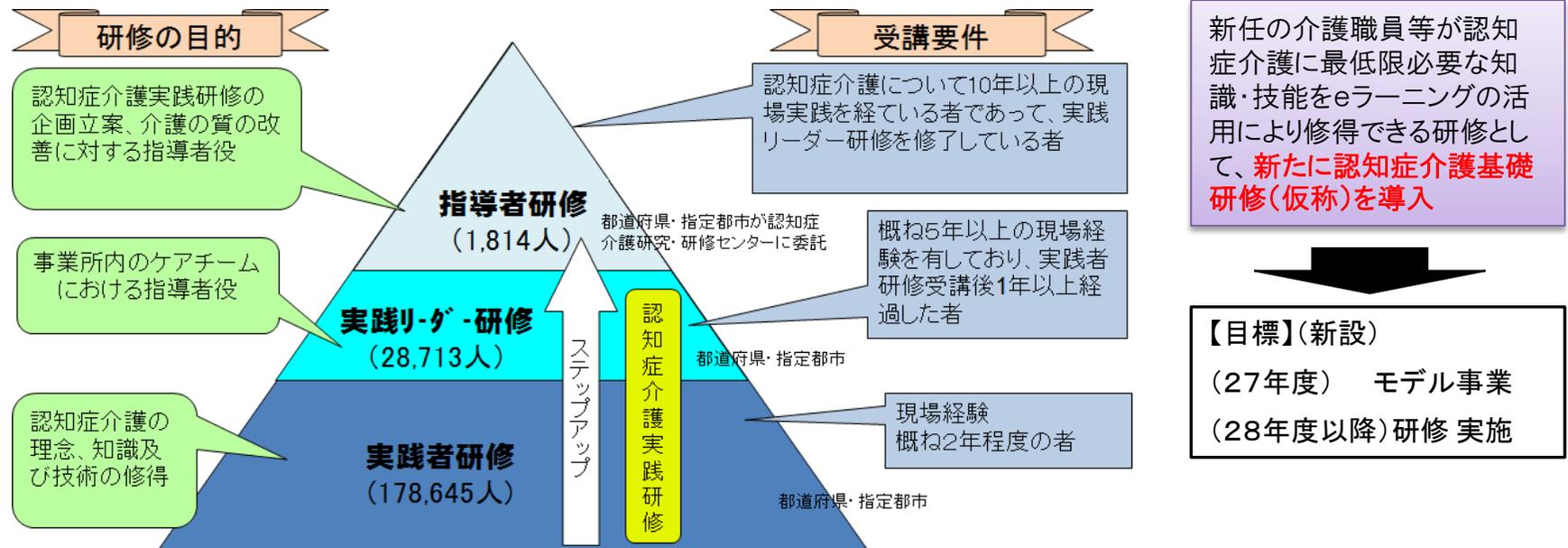
- ・ 認知症グループホームは、認知症の人のみを対象としたサービス
- ・ 地域における認知症ケアの拠点として、その機能を地域に展開し、共用型認知症対応型通所介護や認知症カフェ等の事業を積極的に行っていくことが期待される。また、介護サービスの質の評価や利用者の安全確保を強化する取組みを進める。

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供

(5) 認知症の人の生活を支える介護の提供＜良質な介護を担う人材の確保＞

- 本人主体の介護を行うことで、できる限り認知症の進行を緩徐化させ、行動・心理症状(BPSD)を予防できるような、良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保していく。【厚生労働省】



【事業名】 認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修

【実績と目標値】 指導者養成研修:2013(平成25)年度末実績 1,814人⇒2017(平成29)年度末 2,200人
実践リーダー研修:2013(平成25)年度末実績 2.9万人⇒2017(平成29)年度末 4万人
実践者研修:2013(平成25)年度末実績 17.9万人⇒2017(平成29)年度末 24万人

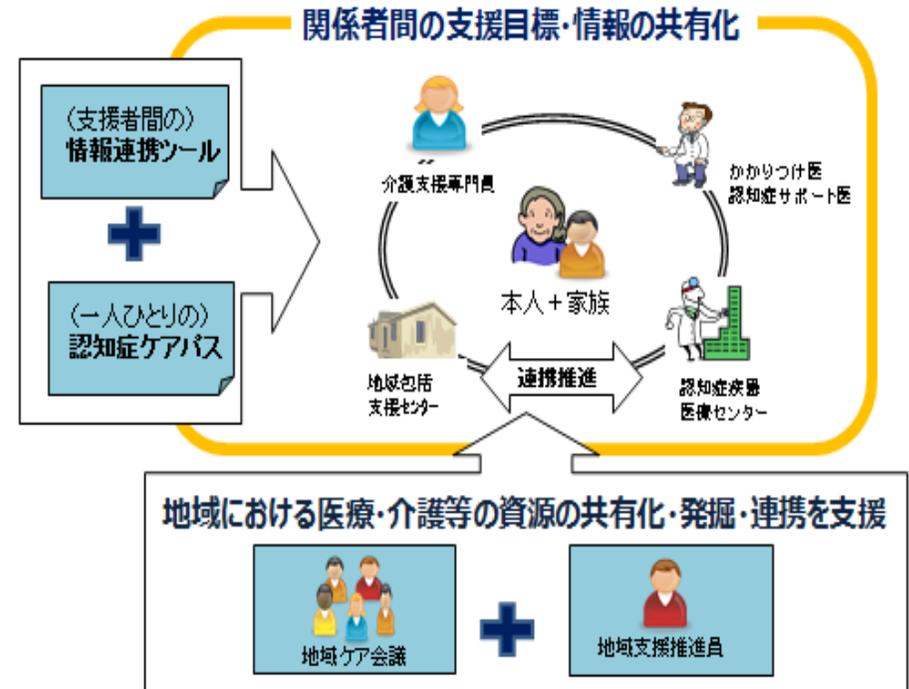
認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供

(7) 医療・介護等の有機的な連携の推進

- 認知症の人に対するサービスを効率的・効果的に提供するため、地域包括支援センターと認知症疾患医療センターの連携を進めるなど、それぞれのサービスを有機的に連携させる地域の司令塔機能を構築するとともに、関係者間の支援目標・情報の共有化や、認知症に関わる地域資源の共有・発掘や連携を推進するための以下の取組みを実施。【厚生労働省】

- ・発症予防～人生の最終段階まで、認知症の人、家族、医療・介護関係者間で共有され、サービスを切れ目なく提供できるよう、一人ひとりの「認知症ケアパス」の活用を推進。
- ・認知症に関わる医療・介護連携のマネジメントを行う上で必要な「情報連携ツール」の例を提示。
- ・「地域ケア会議」において、認知症に関わる地域資源の共有・発掘や連携を推進。
- ・医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携の支援等を行う「認知症地域支援推進員」の配置。
- ・地域包括支援センターと認知症疾患医療センターの連携強化や地域包括支援センターの機能を併せ持つ認知症疾患医療センターなど先進的な事例の全国への紹介。



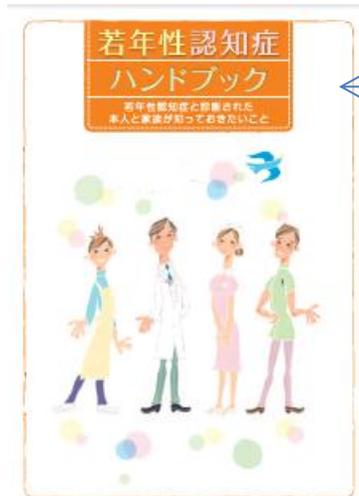
【事業名】 認知症地域支援・ケア向上推進事業 ほか

【実績と目標値】 2014(平成26)年度見込み 217市町村 ⇒ 2018(平成30)年度～ すべての市町村で配置

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

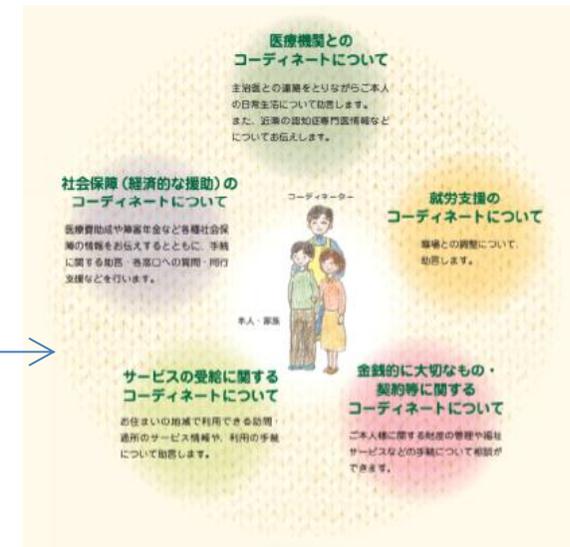
3 若年性認知症施策の強化

- 若年性認知症の人が発症初期の段階から適切な支援を受けられるよう、医療機関や市町村窓口等を通じて、若年性認知症と診断された人やその家族に、若年性認知症支援のハンドブックを配布。
- 都道府県ごとに若年性認知症の人やその家族からの相談の窓口を設置し、関係者のネットワークの調整役を担う者を配置するほか、以下の取組を実施。
 - ・若年性認知症の人との意見交換会の開催等を通じた若年性認知症の人のニーズ把握
 - ・若年性認知症の人やその家族が交流できる居場所づくり
 - ・事業主に対する若年性認知症の人の就労について理解を図るための周知
 - ・若年性認知症の人がハローワークによる支援等が利用可能であることの周知 等 【厚生労働省】



※「若年性認知症ハンドブック」
(認知症介護研究・研修大府センター)

※ネットワーク調整役の配置(例)
「東京都若年性認知症総合支援センター」パンフレットより抜粋



【事業名】若年性認知症施策総合推進事業

【実績と目標値】2013(平成25)年度末実績 21都道府県 ⇒ 2017(平成29)年度末 47都道府県

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

4 認知症の人の介護者への支援

＜認知症の人の介護者の負担軽減＞＜介護者たる家族等への支援＞

- 認知症の人の介護者の負担を軽減するため、認知症初期集中支援チーム等による早期診断・早期対応を行うほか、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置を推進。
- また、家族向けの認知症介護教室等の取組について、好事例を収集して全国に紹介し、その普及を進める。【厚生労働省】

認知症カフェの様子



夜のカフェの様子

- 1～2回／月程度の頻度で開催(2時間程度／回)
- 通所介護施設や公民館の空き時間を活用
- 活動内容は、特別なプログラムは用意されていなく、利用者が主体的に活動。
- 効果
 - ・認知症の人 → 自ら活動し、楽しめる場所
 - ・家族 → わかり合える人と出会う場所
 - ・専門職 → 人としてふれあえる場所(認知症の人の体調の把握が可能)
 - ・地域住民 → つながりの再構築の場所(住民同士としての交流の場や、認知症に対する理解を深める場)

【事業名】 認知症地域支援・ケア向上推進事業

【目標値】 2013(平成25)年度 国の財政支援を開始⇒ 2018(平成30)年度～ すべての市町村に配置される認知症地域支援推進員等の企画により地域の実情に応じ実施

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

- 4 認知症の人の介護者への支援 <介護者の負担軽減や仕事と介護の両立>
- 6 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進

- 介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発の早い段階から現場のニーズの伝達や試作機器について介護現場での実証等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。【厚生労働省】

相談窓口の設置

介護ロボットの活用や開発等に関する相談窓口を開設

- 電話による相談
- ホームページによる相談



実証の場の整備

実証に協力できる施設・事業所等をリストアップし、開発の状態に応じて開発側へつなぐ。

- ホームページにて募集
- 協力施設・事業所等に対する研修



モニター調査の実施

開発の早い段階から試作機器等について、協力できる施設・事業所等を中心にモニター調査を行う。

- 介護職員等との意見交換
- 専門職によるアドバイス支援
- 介護現場におけるモニター調査



普及・啓発

国民の誰もが介護ロボットについて必要な知識が得られるよう普及・啓発を推進していく。

- パンフレットの作成
- 介護ロボットの展示・体験
- 介護ロボットの活用に関する研修 等



その他

- 介護現場におけるニーズ調査の実施
- 介護現場と開発現場との意見交換の場の開催 等

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

- 4 認知症の人の介護者への支援 <介護者の負担軽減や仕事と介護の両立>
- 6 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進

- 高齢者の自立支援、介護実施者の負担軽減に資するロボット介護機器の開発・導入を促進するため、経済産業省及び厚生労働省が連携し策定した重点分野に対応したロボット介護機器開発を支援する。また、介護現場への導入に必要な基準作成等の環境整備を行う。【経済産業省】

I. 重点分野のロボット介護機器の開発補助

ロボット技術の介護利用における重点分野（平成24年11月 経産省・厚労省公表、平成26年2月改訂）

移乗介助(装着、非装着)



移動支援(屋外、屋内)



排泄支援



認知症の方の見守り(施設、在宅)



入浴支援



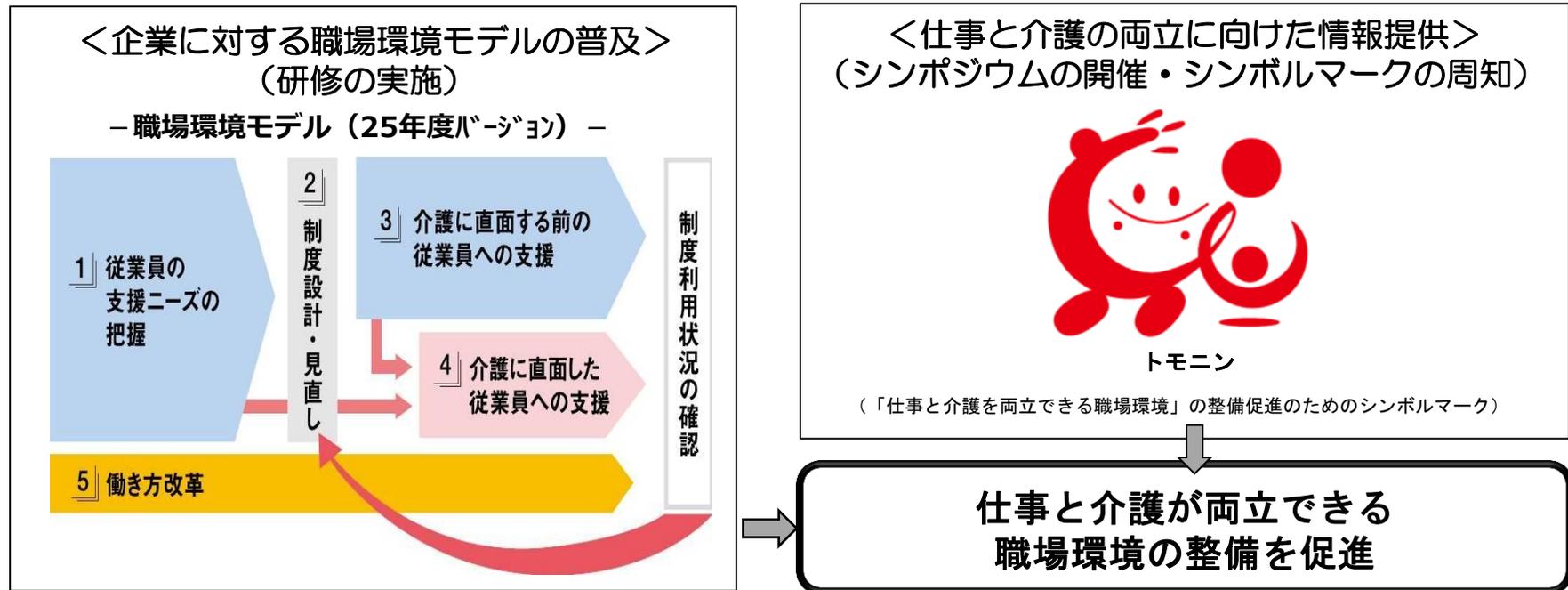
II. 介護現場への導入に必要な環境整備

安全・性能・倫理の基準を作成し、効果の高いロボット介護機器を評価・選抜し、介護現場での実証試験実施や導入を促進する。

4 認知症の人の介護者への支援

<介護者の負担軽減や仕事と介護の両立>

- 団塊世代が高齢者となってきている中で、働き盛り世代の家族介護者が今後急増していくものと考えられ、介護者の仕事と介護の両立支援が必要である。こうした観点から、企業及び労働者双方の抱える課題を踏まえた「介護離職を予防するための職場環境モデル」の普及のための研修の実施やパンフレットの作成・配布、両立に向けた理解を深めるためのシンポジウムの開催、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を推進する企業に対する表彰制度などを総合的に実施することにより、介護離職を防止するための取組に向けた社会的機運の醸成を図っていく。【厚生労働省】



【事業名】 仕事と介護の両立支援事業

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(1) 生活の支援＜家事支援、配食支援、外出支援、買物弱者への支援＞

＜地域おこし協力隊や集落支援員などの人材の活用＞ 【総務省】

- 都市から地方へ移住して地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」や、集落点検の実施や話し合いなどの集落点検を行う「集落支援員」などが、住民の生活支援（見守りサービス、通院・買物のサポート）等を実施。

地域おこし協力隊の活動例（秋田県上小阿仁村）

【概要】

- ・H25年度は1名の地域おこし協力隊員を受け入れ
- ・隊員OBも「地域活性化応援隊」として引き続き集落で活動

【活動内容】

- ・集落の農林業の保全と低下した集落機能の活性化。
- ・家屋周辺の排雪補助や住民の生活支援、周辺の環境保全。
- ・観光マップや観光案内板の作成等。



住民と一緒に八木沢公民館前で

集落支援員の活動例（新潟県上越市）

【概要】

- ・高齢化率50%以上の集落を対象に8名の集落支援員を設置(H25年度)。

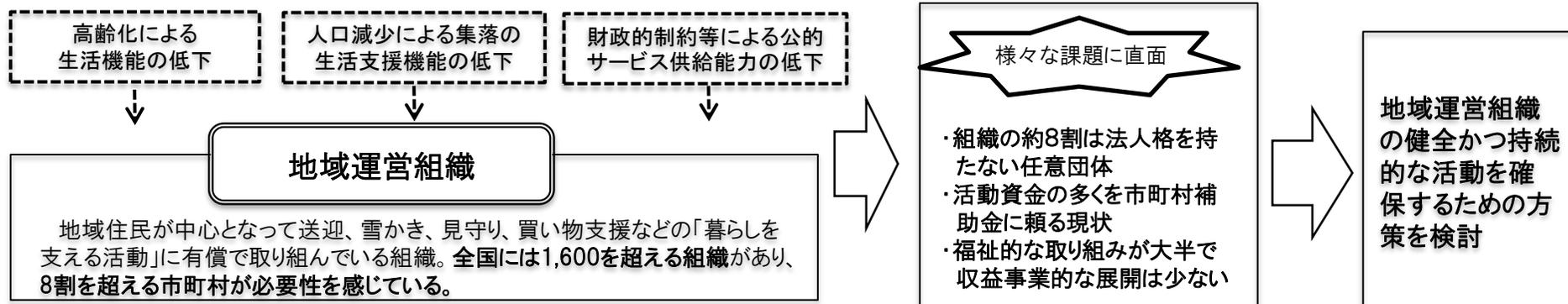
【活動内容】

- ・集落巡回、広報だよりの作成、集落点検カルテの作成。
- ・雪かきを手伝ってくれる有志をリスト化し、集落内で助け合う仕組みづくり。
- ・地域資源発掘イベントの企画、運営。



＜暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業＞ 【総務省】

- 地域で暮らす人々が中心となって形成され、小さな自治機能を果たしている地域運営組織が抱える資金確保の方法や人材育成の仕組み、多様な活動にふさわしい組織形態のあり方などの課題について調査・研究を行う。



【事業名】 地域おこし協力隊や集落支援員などの人材の活用、暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

- (1) 生活の支援 <家事支援、配食支援、外出支援、買物弱者への支援>
<地域における交流の場（サロン等）の設置>
- (4) 安全確保 <地域での見守り体制の整備>

●多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。
【厚生労働省】

地域住民の参加

生活支援・介護予防サービス

- ニーズに合った多様なサービス種別
- 住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供
 - ・地域サロンの開催
 - ・見守り、安否確認
 - ・外出支援
 - ・買い物、調理、掃除などの家事支援
 - ・介護者支援 等

高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
- 興味関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動
 - ・一般就労、起業
 - ・趣味活動
 - ・健康づくり活動、地域活動
 - ・介護、福祉以外のボランティア活動 等

生活支援の担い手としての社会参加



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(1) 生活の支援

<買物弱者への支援>

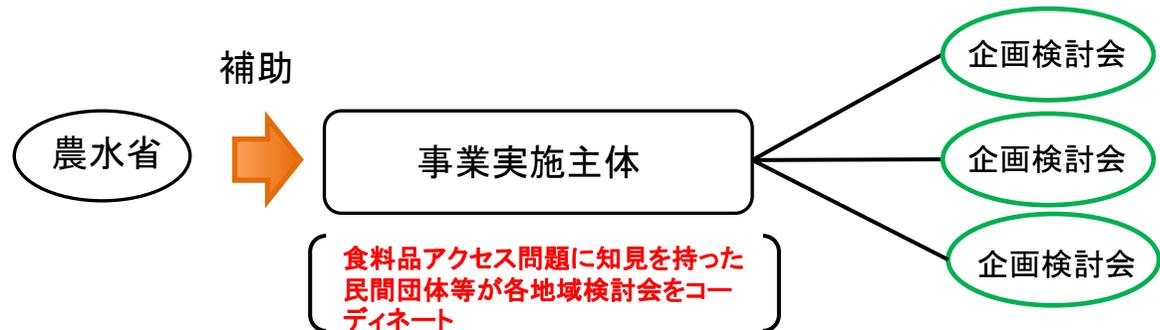
- 食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じている地域の環境を改善するため、食品流通業者と市町村等の地元関係者が連携して、地域の実態に応じた解決策の企画・検討に要する費用を支援する。
【農林水産省】

取組内容



食品流通業者、市町村、自治会、商工会、福祉団体等と連携して地域検討会を開催

- 食料品へのアクセスが困難な地域を複数選定し、食品流通業者、地域の関係者等による企画検討会を設置
- 地域状況や地域の方々の要望をアンケート調査等により把握
- 食品流通業者と地域の関係者が連携した持続的な取組の事業計画を策定 等



【事業名】 食料品アクセス環境改善対策事業

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(1) 生活の支援

<買物弱者への支援>

- 過疎地域や中心市街地の周辺地域などにおいては、人口減少や少子・高齢化等を背景とした小売店舗の閉鎖などにより、買物に困難を抱える方々に対する買物機会の提供が課題となっている。また、こうした地域における買物機会の提供は、事業採算性などの点において問題を抱えている。

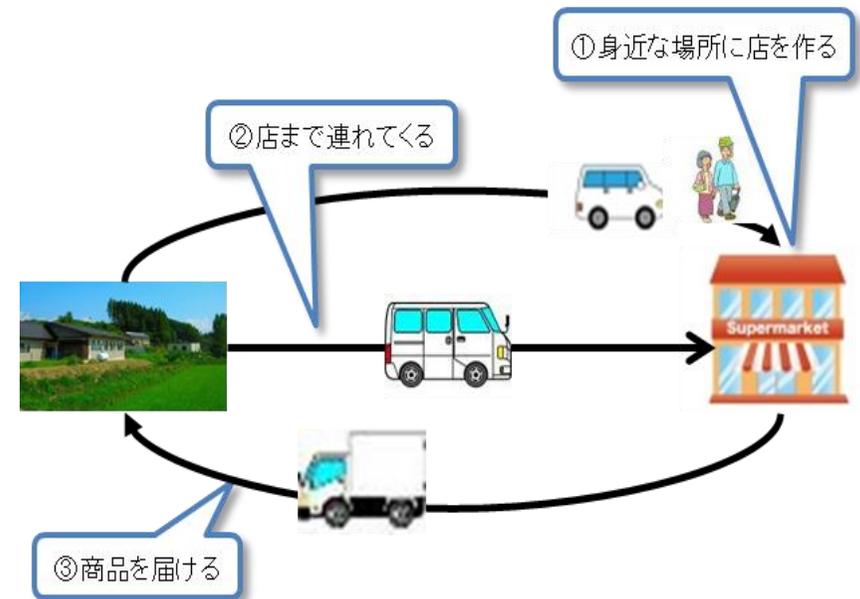
このため、事業の効率化に向けた工夫や生活に必要な不可欠なサービスの組合せ等により採算性を確保し、買物機会を持続的に提供できるようなモデル事業に取り組む事業者を支援する。【経済産業省】

買物弱者施策

- ① 身近な場所での商業機能の提供
- ② 店舗等への拠点へのアクセス機能の提供
- ③ 外出が困難な方への商品等の提供 等

→モデル事業で得られた成果を他の地域に横展開し、買物に困難を抱える方々に対する買物環境を整備。

【事業名】 買物環境整備促進事業

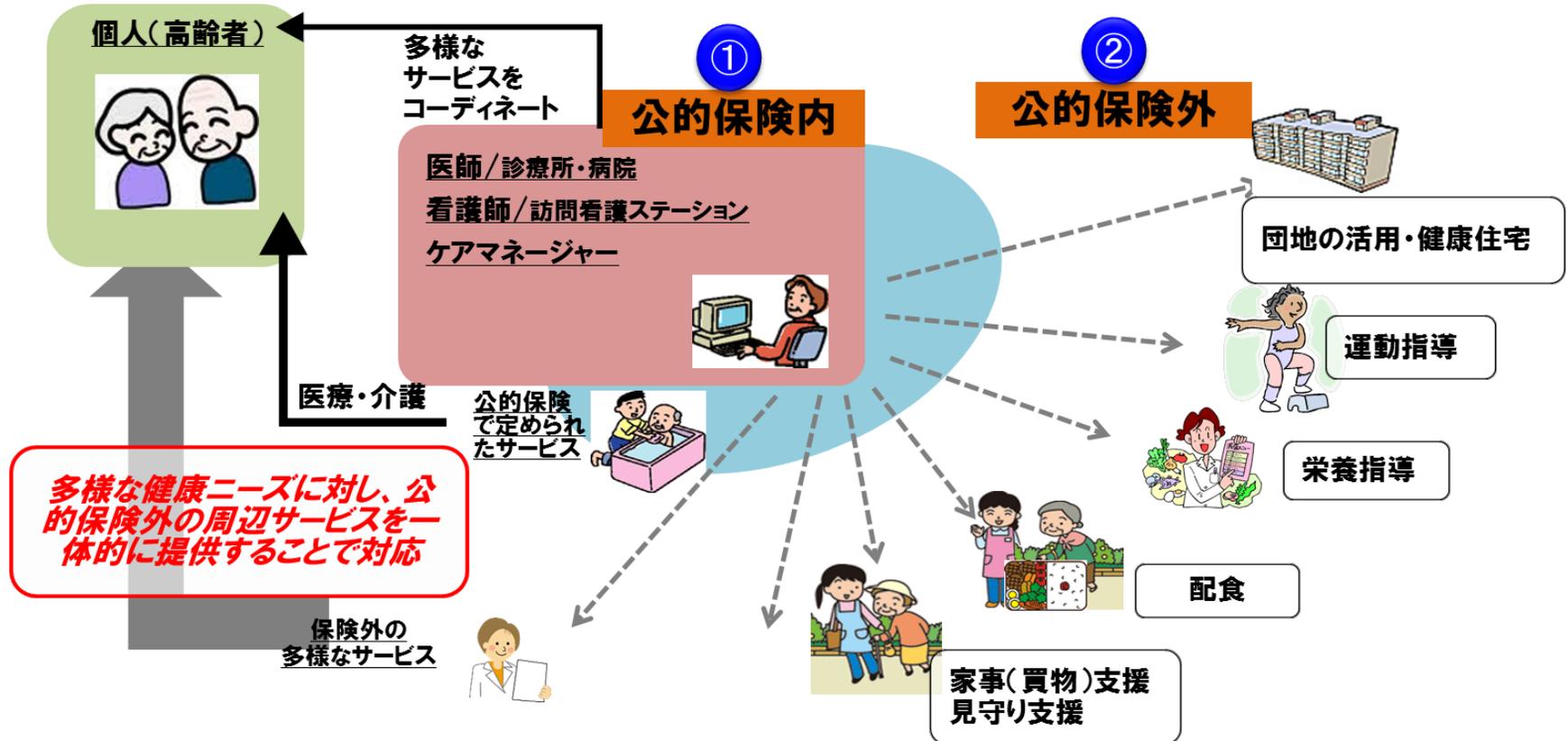


5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(1) 生活の支援

<家事支援、配食支援、外出支援、買物弱者への支援>

- 「地域包括ケアシステム」を補完し、地域での高齢者のQOLを確保する観点から、
 - ①検診・健康維持・増進等の健康予防サービス(早期予防市場)
 - ②運動・栄養指導、配食、見守り支援といった慢性期生活支援サービス(重症化予防市場)等の公的保険外サービスの創出・活用を図る。【経済産業省】



5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(1) 生活の支援

<高齢者が利用しやすい商品の開発支援>

- 高齢者が利用しやすい商品(例:認知症の人の服薬を支援するための商品、操作しやすいリモコン等)の開発を支援する。【厚生労働省】

(開発した商品例)

①リモコン

【高齢者等が困難を感じること】

- ・複数のリモコンの操作方法を覚えること
- ・複数のリモコンの中から必要とするリモコンを判別すること
- ・形が似ているボタンを判別すること
- ・ボタンの機能を覚えておくこと

【目的】

- ・暮らしに必要なリモコン操作を行うことを支援



万能リモコン

- 複数のリモコンの機能を1台のリモコンに集約機能を分かりやすいシンボルで表示



簡易テレビリモコン(異種ボタン型)

- 形が異なるボタンに別々のチャンネルを割り当て形からチャンネルを直感的に推測できる

②服薬支援

【高齢者等が困難を感じること】

- ・特定の時間に薬を飲むことを覚えておくこと
- ・飲む薬の種類と量を覚えておくこと
- ・薬を飲んだことを覚えておくこと

【目的】

- ・薬を飲んで体調を管理することを支援



アラーム薬入れ

- 薬を飲む時間を警報で知らせる
- 一回分に飲む薬が入っている場所のみ開閉する
- 薬を取り出すために蓋を開けると警報がとまる

【事業名】 認知症政策研究事業

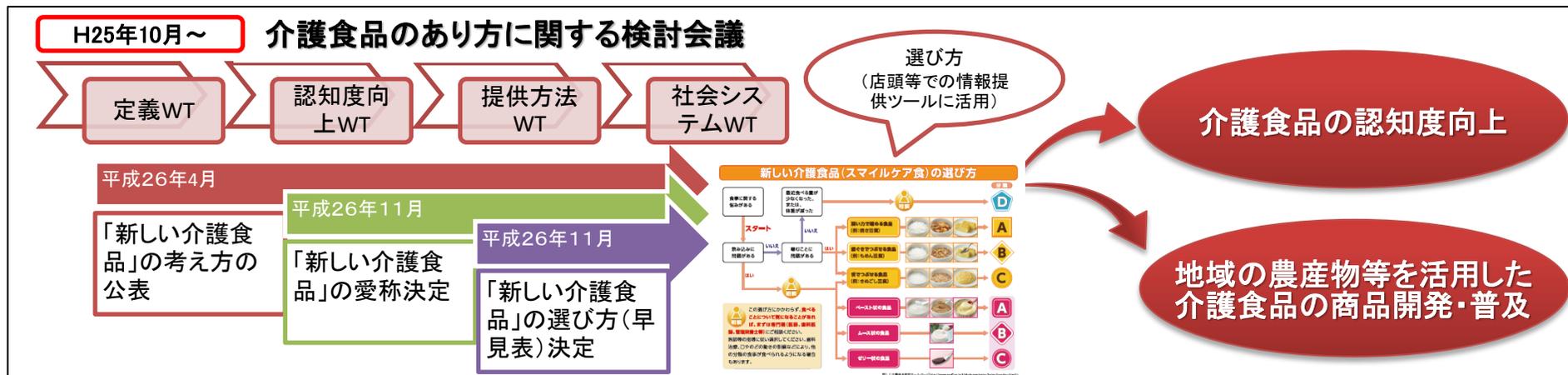
認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(1) 生活の支援

<高齢者が利用しやすい商品の開発支援>

- 超高齢社会に伴い、介護食品について潜在的なニーズへの対応が喫緊の課題となっている中で、介護食品についての様々な情報が不足している状況。このため、平成26年11月に公表した「新しい介護食品」の愛称(スマイルケア食)や「選び方」、地域の農産物等を活用した介護食品の商品開発等を通じて、介護食品の存在を広く普及させるための取組を行い、高齢者がスマイルケア食を手軽に活用できるよう環境整備を行う。【農林水産省】



【事業名等】 ①介護食品のあり方に関する検討会議

②医福食農連携推進環境整備事業のうち、介護食品普及支援(平成26年度予算)

【実績】(平成26年度) ・新しい介護食品の考え方、愛称、選び方の公表

・介護食品に関するシンポジウムの開催(11月11日)

・地域の関係者が連携した配食サービス等の食支援の取組 4件

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(2) 生活しやすい環境（ハード面）の整備 <高齢者が生活しやすい住まいの確保>

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを安心して続けるためには住まいの確保は基本であり、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなど、多様な高齢者向け住まいの確保を支援。
 【厚生労働省】

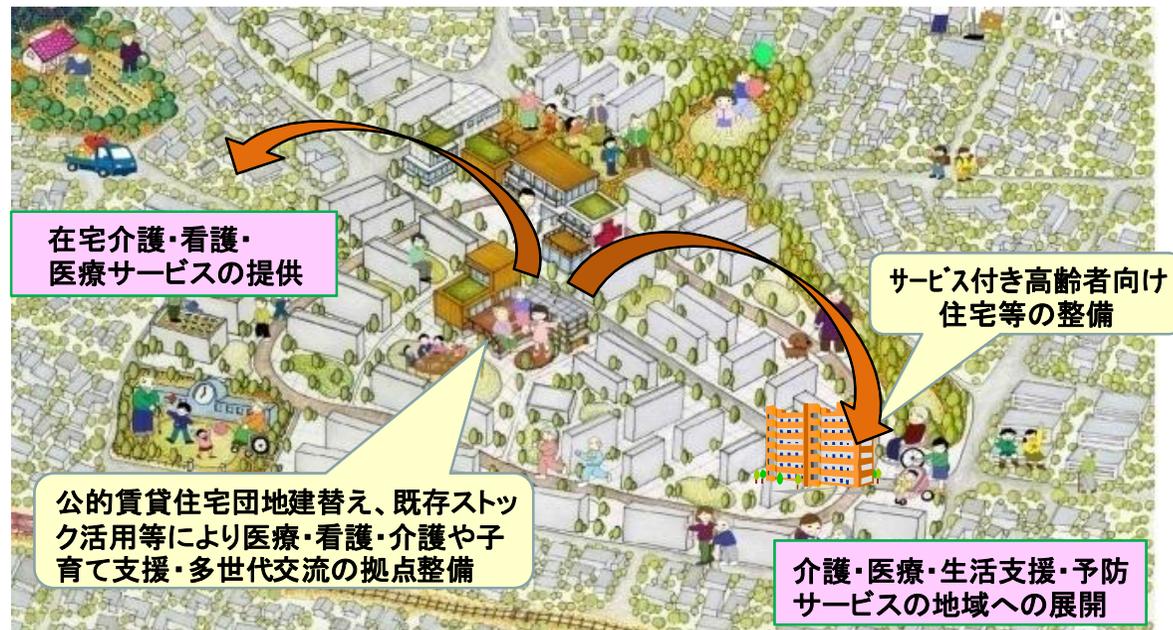
	①有料老人ホーム	②サービス付き 高齢者向け住宅	③認知症高齢者 グループホーム	④特別養護老人ホーム
根拠法	・老人福祉法第29条	・高齢者住まい法第5条	・老人福祉法第5条の2第6項	・老人福祉法第20条の5
基本的性格	高齢者のための住居	高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同生活住居	要介護高齢者のための生活施設
定義	老人を入居させ、①入浴、排泄又は食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかをする事業を行う施設	状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅	入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う住居共同生活の住居	入所者を養護することを目的とする施設
利用できる 介護保険	・特定施設入居者生活介護 ・訪問介護、通所介護等の居宅サービス		認知症対応型共同生活介護	・介護福祉施設 サービス
主な 設置主体	・限定なし (営利法人中心)	・限定なし (営利法人中心)	・限定なし (営利法人中心)	・地方公共団体 ・社会福祉法人
対象者	老人 ※老人福祉法上、老人に関する定義がないため、解釈においては社会通念による	次のいずれかに該当する 単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受けている60歳未満の者	要介護者/要支援者であって認知症である者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの
1人当たり 面積	13m ² (参考値)	25m ² など	7.43m ²	10.65m ²
件数*	8,499件(H25.7)	4,555件(H26.3.31)	12,124件(H25.10)	7,865件(H25.10)
定員数*	349,975人(H25.7)	146,544戸(H26.3.31)	176,900人(H25.10)	516,000人(H25.10)

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(2) 生活しやすい環境（ハード面）の整備 ＜高齢者が生活しやすい住まいの確保＞

- 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における併設施設(高齢者生活支援施設等)の整備等を促進する。【国土交通省】



【事業名】スマートウェルネス住宅等推進事業

【実績】サービス付き高齢者向け住宅登録戸数 163,160戸(平成26年11月末時点)

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(2) 生活しやすい環境（ハード面）の整備 <公共交通の充実>

- 認知症の人を含め、自動車を運転することができない高齢者や自動車の運転を避けたいと考えている高齢者に、自ら運転しなくても、移動できる手段を確保出来るよう、公共交通の充実を図る。【国土交通省・警察庁】

改正地域公共交通活性化再生法(平成26年5月成立)の概要

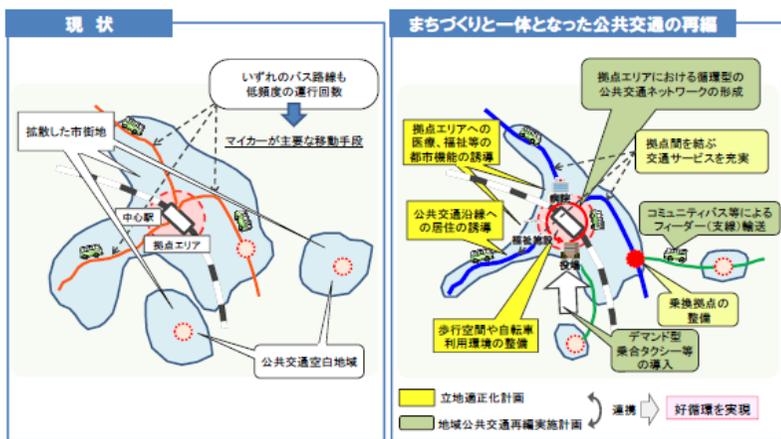
目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

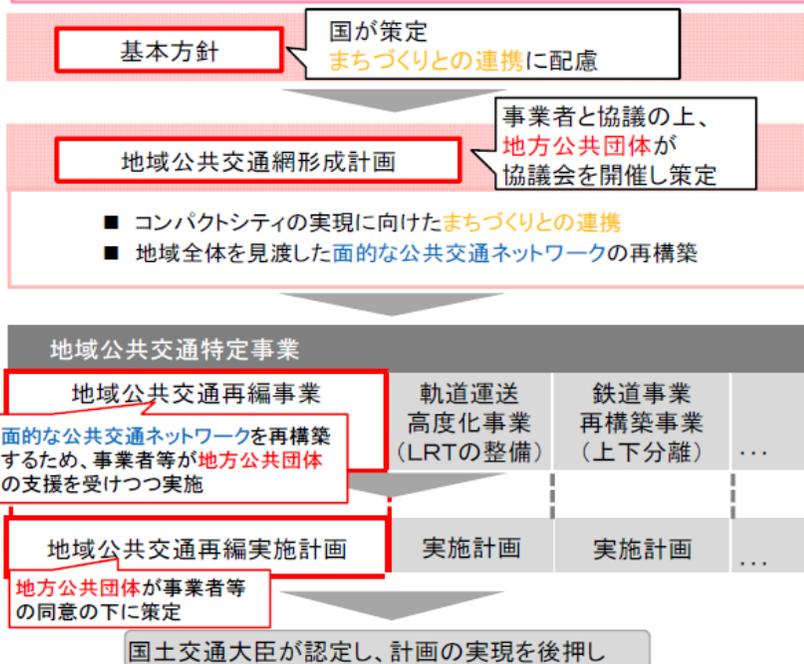
- ➔ ①地方公共団体が中心となり、
- ②まちづくりと連携し、
- ③面的な公共交通ネットワークを再構築

コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ



※富山市、熊本市、豊岡市、三条市等の取組を参考として作成

改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム



5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(3) 就労・社会参加支援 ＜社会参加支援＞

- 超高齢社会の到来に伴い、高齢者自身が地域社会の担い手となっていくことが求められており、地域の様々な課題解決のために、多くの高齢者がより一層元気に、豊かな知識・技術・経験を十分に生かしながら、自主的かつ継続的に活躍できる環境を整備することが必要となっている。

また、平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」及び「経済財政運営と改革の基本方針2014」においても、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍促進や環境整備の推進が盛り込まれているところである。

そこで、主に高齢社会対策に関する多様な分野の自治体担当者や、高齢者の学習・社会参加に関わる団体関係者等を対象としたフォーラムを開催することで、子供たちの学びや子育てへの支援等、高齢者が学びを通じた地域活動へ参画しやすい仕組みづくりを促進し、多世代との共助による地域活性化を図る。【文部科学省】

【事業名】 高齢者による地域活性化促進事業

高齢者による地域活性化促進事業

フォーラムの開催

地方自治体担当者や高齢者の学習・社会参加に関わる団体関係者に加え、大学、企業等の参画によるフォーラムを開催し、放課後子供教室等の地域による子育て支援に関する情報共有、アクティブ・シニアのネットワークづくり、図書館など社会教育施設における起業支援等、先導的な取組事例を紹介するとともに、パネルディスカッションやグループ討議等を実施。

学びを通じた地域活動への主体的な参画

- 高齢者を対象とした生涯学習の一層の普及
- ↓
- 高齢者の活躍の場の広がり
- ・ボランティア・ガイドの実施
- ・子供たちの学びや子育てへの支援 等

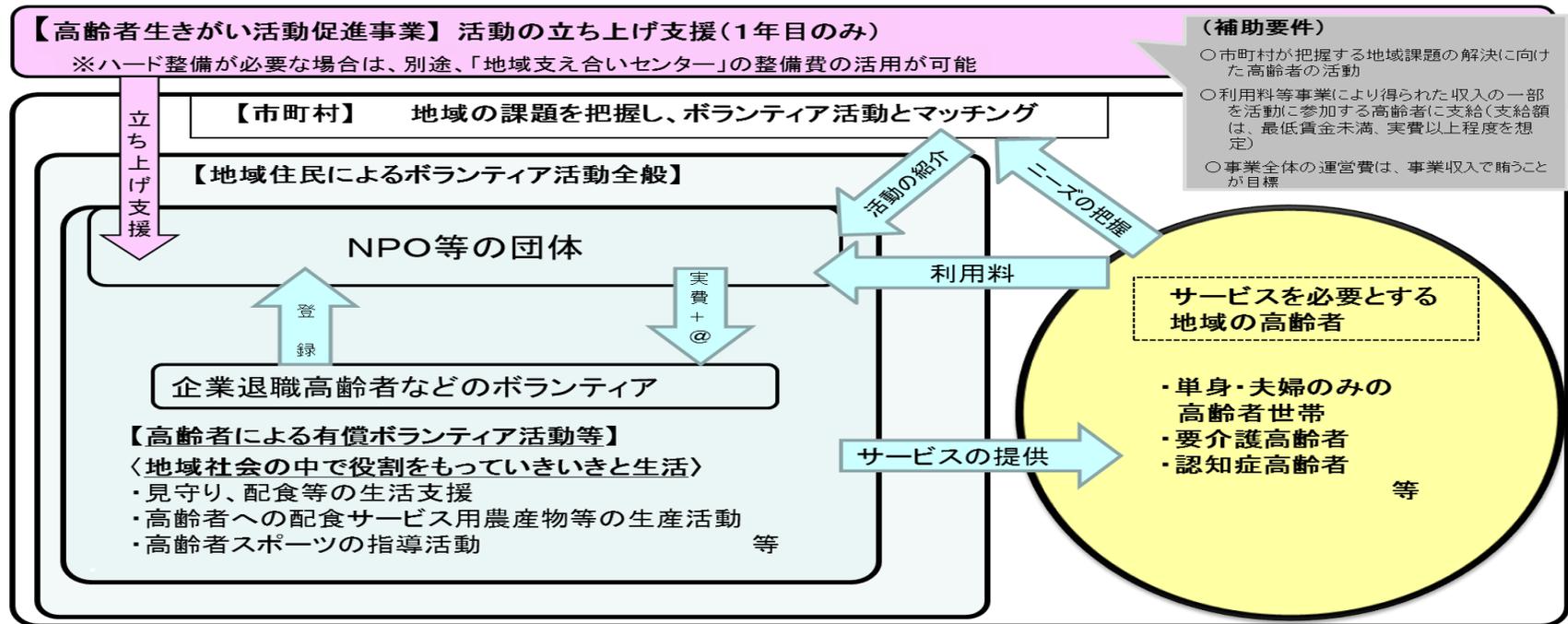
学びを通じた高齢者の主体的な地域活動への参画の促進により、多世代との共助による地域の活性化を目指す。

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(3) 就労・社会参加支援 ＜社会参加支援＞

- 企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持っていきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となるモデル的な活動の立ち上げを支援。【厚生労働省】



【事業名】 高齢者生きがい活動促進事業

【実績】10カ所(平成25年度実績)

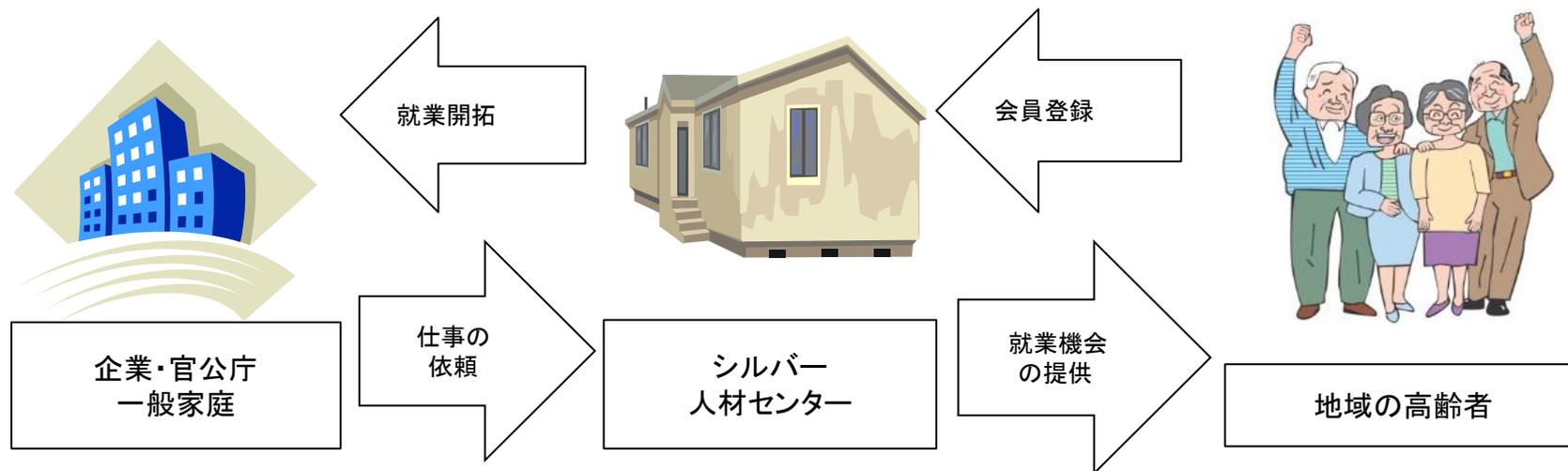
認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

4 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(3) 就労・社会参加支援 ＜社会参加支援＞

＜就労支援＞

- シルバー人材センターにおいて退職後の高齢者に地域での就業機会(臨時的・短期的又は軽易な就業)を提供する。【厚生労働省】



【事業名】 シルバー人材センター事業補助金

【実績】会員数 73万人(平成25年度末時点)

就業延べ人員 6,887万人(平成25年度)

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(3) 就労・社会参加支援 ＜社会参加支援＞

- 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉等に活用する集落連合体による地域の手づくり活動等を支援。
- 都市農業の新たな取組である福祉農園について先進事例の創出と横展開を推進。
- 高齢者や女性等の交流、地域の伝統文化の継承、地域の農産物や特産品の生産活動等に寄与するための拠点施設の整備を支援。

【農林水産省】



高齢者等による地域活動



高齢者生きがい農園の整備



拠点施設の整備

【事業名】 都市農村共生・対流総合対策交付金、「農」のある暮らしづくり交付金(H26限り)、
都市農業機能発揮対策事業(H27新規)、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【実績】 62件の内数(平成26年度)

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(3) 就労・社会参加支援

<若年性認知症の人の就労・社会参加支援>

● 就労継続支援A型事業

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。【厚生労働省】

● 就労継続支援B型事業

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。【厚生労働省】

	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
対象者	① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用につびつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用につびつかなかった者 ③ 企業等を離職した者など就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者 ③ ①、②に該当しない者で、50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ④ ①、②、③に該当しない者で、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した者(平成27年4月末までの経過措置)
事業所数	2, 238事業所(平成26年6月)	8, 787事業所(平成26年6月)
利用者数	40, 372人(平成26年6月)	188, 592人(平成26年6月)

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(4) 安全確保

<地域での見守り体制の整備>

- 独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見・保護を含め、地域での見守り体制を整備。
また、行方不明となってしまった認知症高齢者等については、厚生労働省ホームページ上の特設サイトの活用等を促進。【厚生労働省】

<高齢者の見守り・SOSネットワーク（イメージ）>

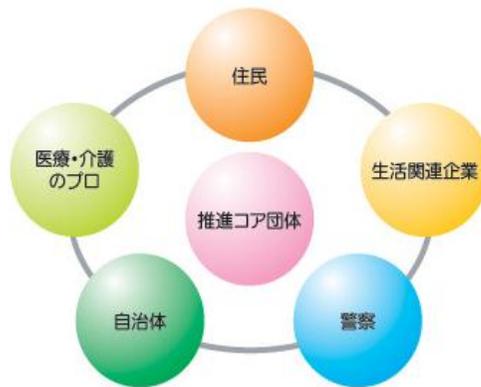
高齢者の見守り・SOSネットワークは、高齢者が行方不明になった時に、地域の生活関連団体等が捜索に協力して、すみやかに行方不明者を発見保護するしくみです。

捜索に協力する地域の団体とは、タクシー会社や郵便局、ガソリンスタンド、コンビニ、銀行、宅配業者、コミュニティFM放送局、町内会、老人クラブ、介護サービス事業者など、日頃地域で活動している企業や住民団体などです。

実際の捜索では、家族から捜索依頼があると、本人の特徴を手短にまとめた情報を、FAXやメールを使って送付し、協力団体に捜索協力を要請します。連絡を受けた協力者は、地域の中で仕事や活動をしながら、行方不明者を気にかけてたり、まわりを探したりします。

行方不明者を見つけた場合、協力者はやさしく声をかけて確認し、自治体や警察等に連絡をします。そして、行方不明者を家族のもとに戻します。

ネットワークの協力体制



<身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイト>

行方のわからない認知症高齢者等をお探しの方へ

（身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイト）

行方不明となった認知症高齢者等が、身元が不明のまま、各市町村において保護されている場合があります。一部の地方自治体では、その捜索活動に資するよう、こうした身元不明の方の情報をホームページ上で公開し、掲載情報についての照会への回答や心当たりがある方からの問い合わせへの対応などが行われていますので、厚生労働省でも、都道府県圏域を越えた捜索活動に資するよう、情報公開を行っている地方自治体のホームページへのリンクの一覧を設けました。

（※下表のうちの青字部分の都道府県名をクリックすると、ホームページ上で情報公開を行っている地方自治体の関連ページにつながります。）

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県
山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県
香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	

◆その他情報公開している市区町村

[京都市\(京都府\)](#) [稲城市\(東京都\)](#)

【事業名】 徘徊SOSネットワークの構築ほか

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(4) 安全確保

＜交通安全の確保＞

- 高齢者の交通事故死者数は、全交通事故死者数の約半数を占め、その割合は年々増加傾向にあるほか、年齢層別免許保有者10万人当たりの交通死亡事故件数(平成25年中)では75歳以上の高齢運転者は、75歳未満の者と比べ、約2.5倍となっていること等を踏まえ、認知症の者や認知機能が低下している者による交通事故を未然に防止するための制度の充実、関係機関・団体と連携した高齢者宅への訪問指導や高齢者に対する交通安全教育の実施、道路交通環境の整備の推進、公共交通の充実など、認知症の人を含む高齢者の交通安全を確保する。【警察庁・国土交通省】

高齢者の交通安全の確保施策

情
勢

平成25年中の交通事故死者数は、4,373人、高齢者死者数は2,303人となり、平成13年以来12年ぶりに増加し、高齢者が全体に占める割合は52.7%と過去最高。高齢者の死者の状態別では歩行中が48.5%と約半数を占める。
年齢層別免許保有者10万人当たりの交通死亡事故件数(平成25年中)は75歳未満の者が4.4件であるのに対し、75歳以上の高齢運転者では10.8件である。

制度の充実 (認知症の者・認知機能が低下した者による交通事故の防止)

- 高齢者講習の充実
- 認知機能の現状に応じたタイムリーな講習や適性検査等の実施 等



関係機関・団体と連携した交通安全教育・高齢者宅訪問指導等

- 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施
- 高齢者宅への家庭訪問、指導活動
- 反射材の普及促進活動
- 関係機関・団体等地域全体での交通安全対策 等



道路交通環境の整備 (交通安全施設等の整備)

- バリアフリー対応型信号機の設置
- 道路標識・標示の高輝度化
- 標示板の大型化
- 幅の広い歩道等の整備 等



5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(4) 安全確保

＜詐欺などの消費者被害の防止＞

● 政府広報を通じた注意喚起・普及啓発

警察庁、金融庁及び消費者庁は、内閣府と連携して平成24年度から政府広報(PRイベント、テレビCM、ラジオ、新聞広告、ポスター等)を活用し、高齢者の消費者被害未然防止に向けた普及啓発と相談窓口の周知を行っている。

平成26年度は、「家族みんなで防ごう！高齢者詐欺！」をテーマとし、高齢者の御家族を訴求対象に加え、注意喚起を行った。
【消費者庁・警察庁・金融庁】

政府広報ポスター



平成26年度政府広報ポスター
「家族みんなで防ごう！高齢者詐欺！」

俳優の松平健さん、
子役タレントの鈴木福君・夢ちゃんを
イメージキャラクターとして起用

PRイベントの実施



振り込め詐欺等の未然防止啓発PRイベント
「未然奉行出陣式」
(平成26年9月 東京都豊島区巢鴨)

【実績】平成26年度 PRイベント、テレビCM、ラジオ、
ポスター約45,000枚、デジタルサイネージ 等

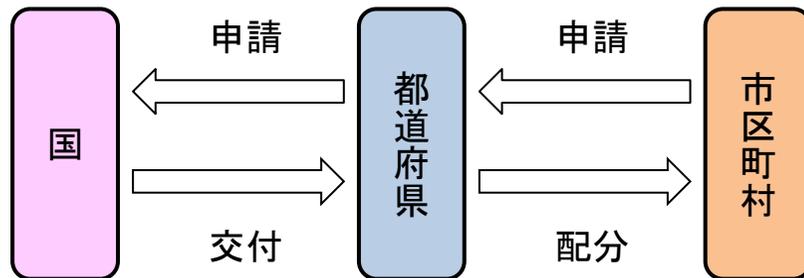
5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(4) 安全確保

＜詐欺などの消費者被害の防止＞

- 認知症の人を含む高齢者等の消費者トラブルを防止し、消費者の安全・安心を確保するため、都道府県に対し地方消費者行政活性化交付金を交付し、消費生活相談体制の整備、消費生活協力員等の育成、地域の見守りネットワークの推進等、地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体の取組を支援する。【消費者庁】

地方消費者行政活性化事業



事業メニュー

① 消費生活相談機能整備・強化事業

- ・消費生活センターや窓口の整備（新設、増設、拡充）
（複数市町村による連携事業を含む）等

② 消費生活相談員養成事業

- ・管内の消費生活相談を担う人材の養成

③ 消費生活相談員等レベルアップ事業

- ・相談員への研修開催、研修参加支援

④ 消費生活相談体制整備事業

- ・消費生活相談員等の配置のための人件費・処遇改善

⑤ 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

- ・市町村の相談体制整備や水準向上への支援

⑥ 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業

- ・消費者教育推進法を踏まえた消費者の安全・安心を確保するための事業
- ・地域の多様な主体等との連携・協働による事業
- ・事業者指導や法執行等の強化を図るための事業 等

⑦ 消費者安全法46条2項に基づく法定受託事務

【事業名】 地方消費者行政活性化事業

【実績】 約356億円を措置（平成20年度2次補正～平成26年度当初予算）

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(4) 安全確保

＜詐欺などの消費者被害の防止＞

- 特殊詐欺の手口や被害に遭わないための注意点等の情報を積極的に国民に提供するほか、被害に遭いやすい高齢者等に対して、戸別訪問等により、直接的・個別的な広報啓発活動を推進する。また、関係機関・団体等と連携し、被害防止キャンペーンの実施等、官民一体となった予防活動を推進する。【警察庁・金融庁】

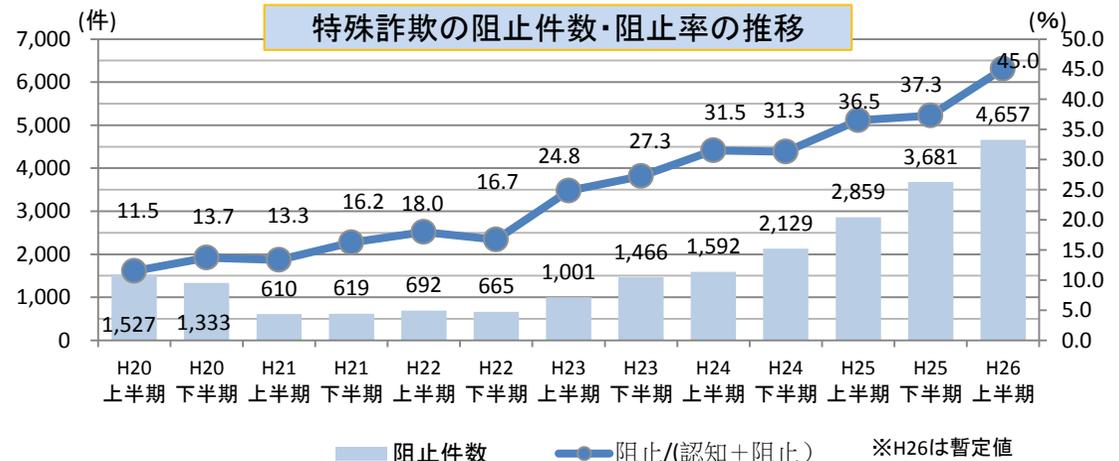
被害者を取り巻く様々な方面からの被害防止

関係機関・団体等と連携して高齢者等に対する注意喚起を行うなどした結果、特殊詐欺の阻止率(※)は、年々上昇。その多くは金融機関職員によるものであるが、コンビニエンスストア店員や宅配事業者など様々な方によって被害防止がなされている。

引き続き、関係機関・団体等と連携した注意喚起などにより被害防止を図る。

※阻止率

阻止件数を被害の認知件数(既遂)と阻止件数の和で除した割合



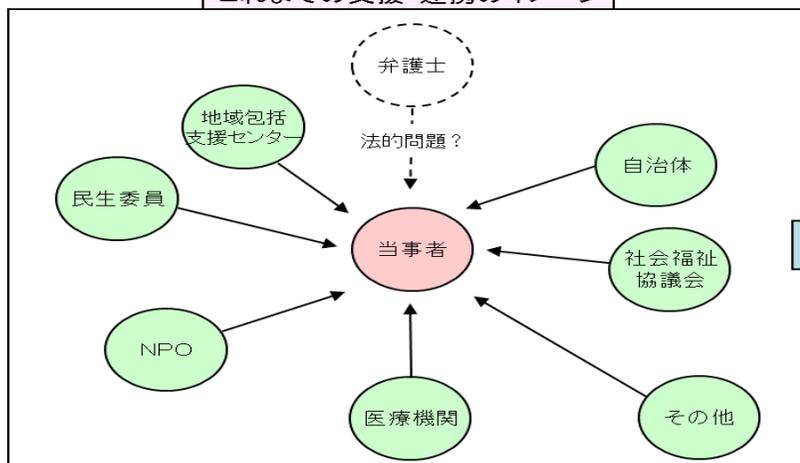
5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(4) 安全確保

<権利擁護>

- 日本司法支援センター(法テラス)において、自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等について、福祉機関等との連携を強化し、同機関から情報を得るなどして、被援助者にアウトリーチし、法的問題点については弁護士等、福祉的問題点については福祉担当者がそれぞれ担当して、全体として被援助者が社会内で自立して生活するための包括的な援助(司法ソーシャルワーク)を提供する。【法務省】

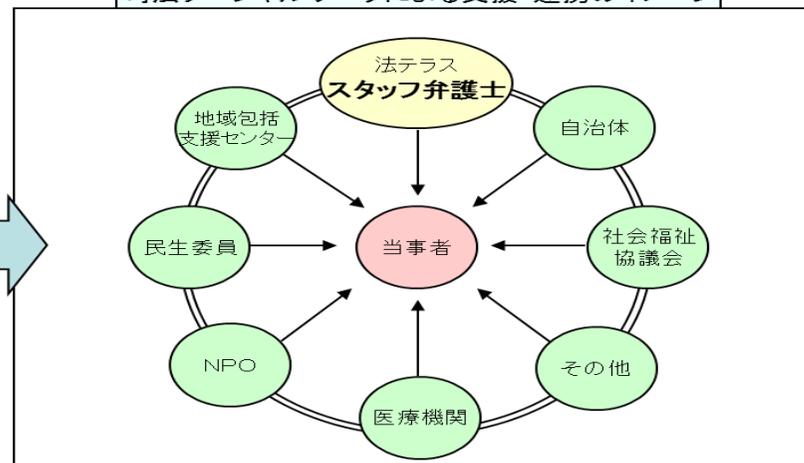
これまでの支援・連携のイメージ



問題点と課題

- ① 福祉サイドに弁護士等とのネットワークがない
⇒ 福祉サイドから法的援助につなげることが困難
 - ② 関係機関との連携構築や連絡対応等通常事件以上に業務量が多い被援助者が認知能力に問題を有するなど事件自体困難な場合が多い
⇒ これに見合った報酬が見込めず、一般弁護士を主要な担い手とすることは困難
- ⇓
- 民間に委ねても、適切な実施は見込めない。
 - 超高齢社会を迎え、全国均質的なサービス提供の実施が必要
⇒ 国が責任を持ってサービスを提供する必要あり

司法ソーシャルワークによる支援・連携のイメージ



法テラスが司法ソーシャルワークを担う必要性

- ① 法テラスは関係機関との連携を業務とする国が設立した法人
⇒ 信用性が高く、公的機関との連携がしやすい
- ② 全国に事務所を有する
⇒ 全国均質的なサービス提供が可能
⇒ 地域間の連携も可能

〔法テラスの機能〕

- ・法的問題への対応
- ・連携の確保・強化

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(4) 安全確保

<権利擁護>

● 成年後見制度の普及啓発

成年後見制度の概要及び手続方法等について、制度の概要を分かりやすく説明したパンフレットを作成してこれを各地の法務局や社会福祉協議会等の関係機関に配布するとともに、法務省のホームページに掲載するなどして、同制度の普及啓発を図っている。

成年後見等(成年後見, 保佐, 補助)の総申立件数は、平成22年には30,079件であったのに対し、平成25年には約15%増の34,548件に達している。このような実績を踏まえると、上記の施策は成年後見制度の普及啓発について一定の成果を上げているものと思料する。【法務省】

成年後見等(成年後見, 保佐, 補助)についての統計

	総申立件数	認容件数
平成22年	30,079件	27,807件
平成23年	31,402件	29,143件
平成24年	34,689件	31,456件
平成25年	34,548件	32,278件

(出典:最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」)

【事業名】 広報用パンフレット作成・配布

【実績】 広報用パンフレットを約40万部作成し、関係機関へ配布(平成26年度)

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

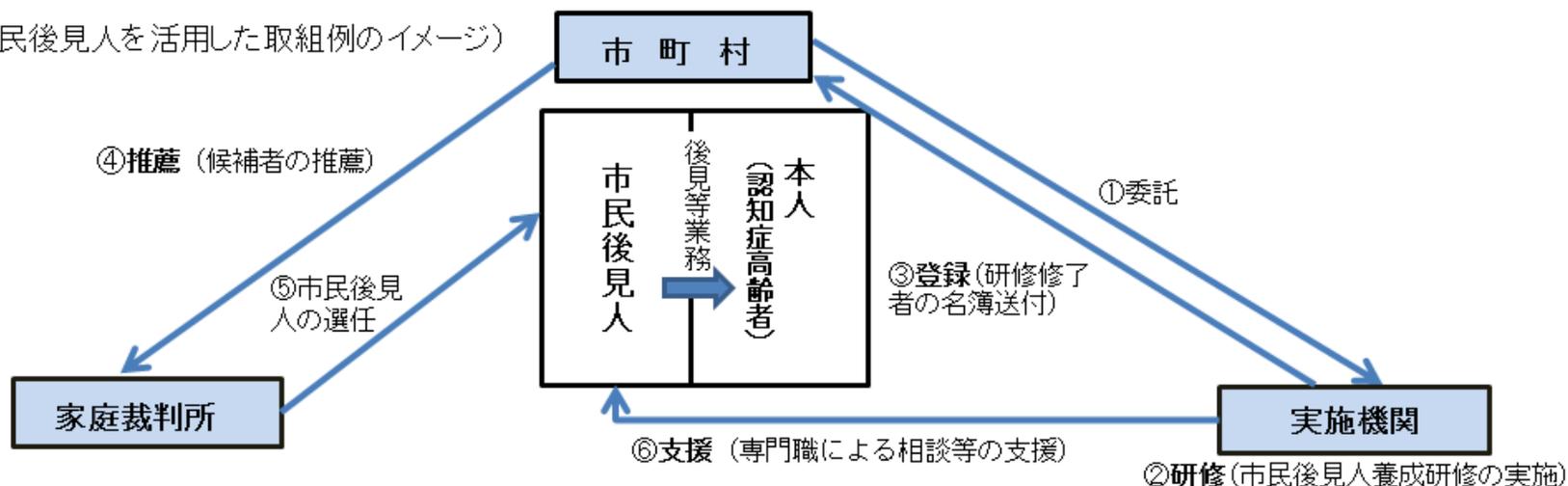
5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(4) 安全確保

<権利擁護>

- 市民後見については、市民後見人養成のための研修の実施、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、市民後見人の適正な活動のための支援等を通じて、市民後見人の活動を推進するための体制整備を行う。また、人生の最終段階における本人の意思決定支援の在り方についても検討を行う。【厚生労働省】

(市民後見人を活用した取組例のイメージ)



【事業名】 市民後見人の養成

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(4) 安全確保 <虐待防止>

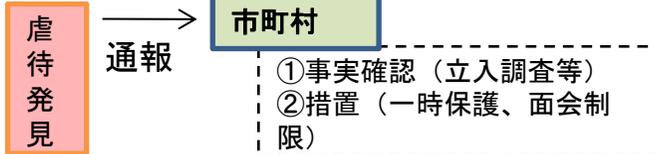
- 高齢者虐待は、依然として深刻な状況であり、高齢者の尊厳保持にとって、虐待防止を図ることは極めて重要であることから、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置や虐待を行った養護者に対する支援等を行う。また、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期するよう、関係機関等が緊密に連携・協力して、迅速かつ適切に対応する。【厚生労働省】
- 警察は各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知した場合は、高齢者虐待防止法に基づき、速やかに市町村等へ通報するほか、同法の規定に基づき、立入調査等に係る市町村長からの援助要請に適切に対応することとしている。【警察庁】

虐待防止施策

養護者による高齢者虐待

[市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援
 [都道府県の責務] 市町村の施策への援助等

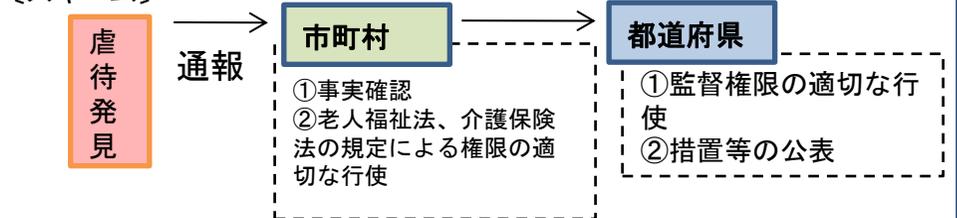
[スキーム]



養介護施設従事者等による高齢者虐待

[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施

[スキーム]



【件数】	養介護施設従事者等による虐待	相談・通報件数	736件	虐待判断件数	155件
	養護者による虐待	相談・通報件数	23,843件	虐待判断件数	15,202件

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(4) 安全確保 ＜虐待防止＞

- 全国の法務局・地方法務局では、常設の人権相談所を設置するなどして、高齢者等をめぐる様々な人権問題について、相談に応じており、人権侵害の疑いのある事案も認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

また、高齢者等に対する虐待などの事案が依然として数多く発生していることから、平成21年度から、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施し、取組の強化を図っている(平成26年度は9月8日から14日まで実施した。)。【法務省】

【件数】

高齢者を被害者とする人権相談数(平成25年) : 3694件

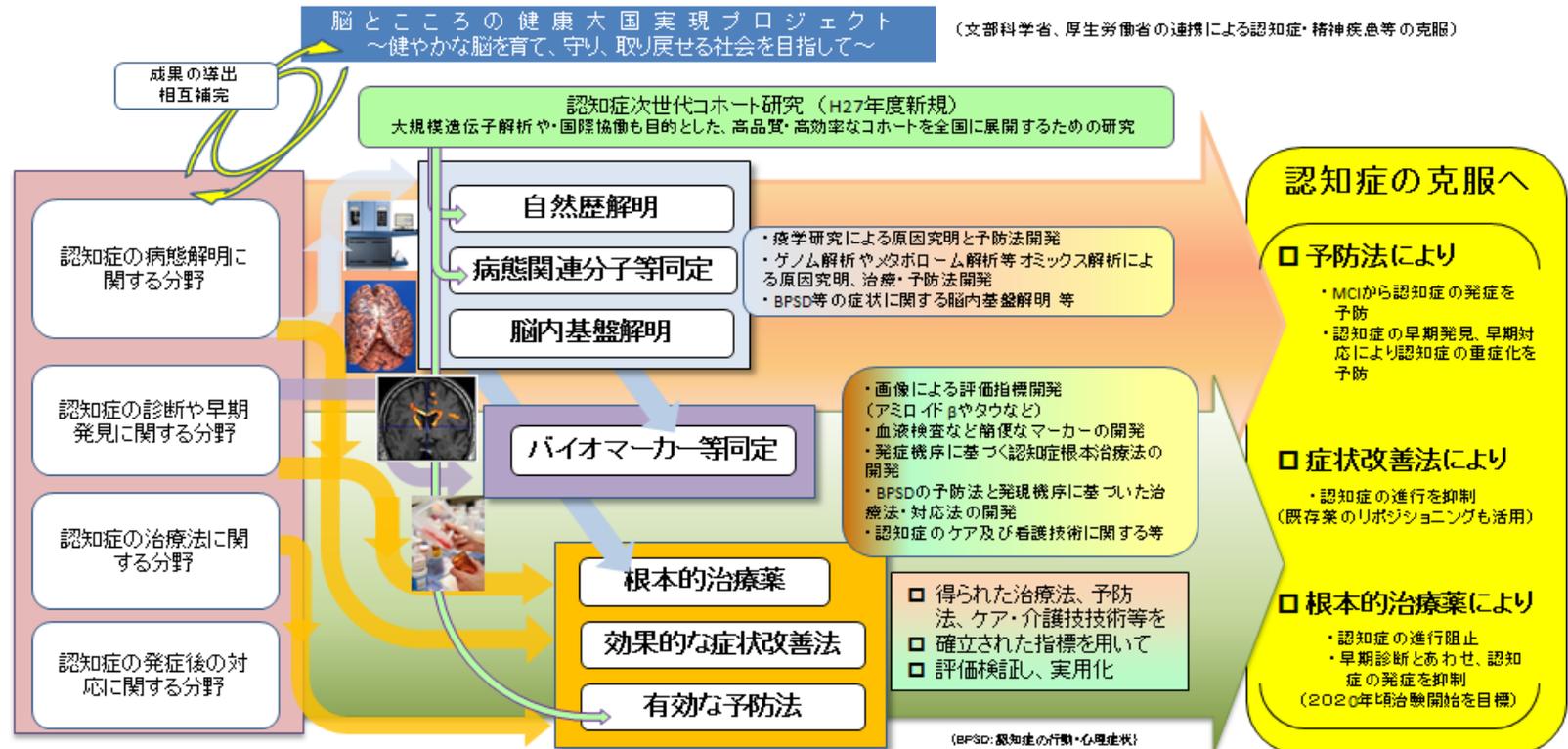
高齢者を被害者とする人権侵犯事件数(平成25年): 812件



認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

6 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進

- 認知症の病態解明や行動・心理症状(BPSD)等を起こすメカニズムの解明を通じて、予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及を推進。【厚生労働省】



※ 認知症に係る研究開発の推進に当たっては、「健康・医療戦略」(平成26年7月22日閣議決定)及び「医療分野研究開発推進計画」(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定)に基づき取り組む。

【事業名】 認知症研究開発事業

【目標値】 2015(平成27)年度まで 分子イメージングによる超早期認知症診断方法を確立

2020(平成32)年頃まで 日本発の認知症の根本治療薬候補の治験開始

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

6 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進

● 高齢化、多様化、複雑化が進む現代社会が直面する様々な課題の克服に向けて、脳科学に対する社会からの期待が高まっている。このような状況の中、科学技術・学術審議会脳科学委員会における議論を踏まえ、『社会に貢献する脳科学』の実現を目指し、脳科学研究を戦略的に推進する。

また、欧米が相次いで脳科学研究の大型プロジェクトを立ち上げる中、我が国として「脳機能ネットワークの全容解明」という目標を掲げ、霊長類の高次脳機能を担う神経回路の全容をニューロンレベルで解明し、精神・神経疾患の克服や情報処理技術の高度化等につなげるための基盤を構築する。【文部科学省】

※ 「脳科学研究戦略推進プログラム」

心身の健康を維持する脳の分子基盤と環境因子等の研究（課題F：実施期間 平成23～27年度）として、精神・神経疾患（発達障害、うつ病、認知症等）の発症メカニズムを明らかにし、早期診断、治療、予防法等の開発につなげるための研究開発を推進。

※ 「革新的技術による脳機能ネットワークの全容解明プロジェクト（革新脳）」

マップ作成に必要な研究開発として、精神・神経疾患等（精神疾患、神経変性疾患、脳血管障害等）の領域において、ヒトの精神活動にとって重要な回路の同定等を行うことにより、霊長類とヒトの脳の対応付けを行う。

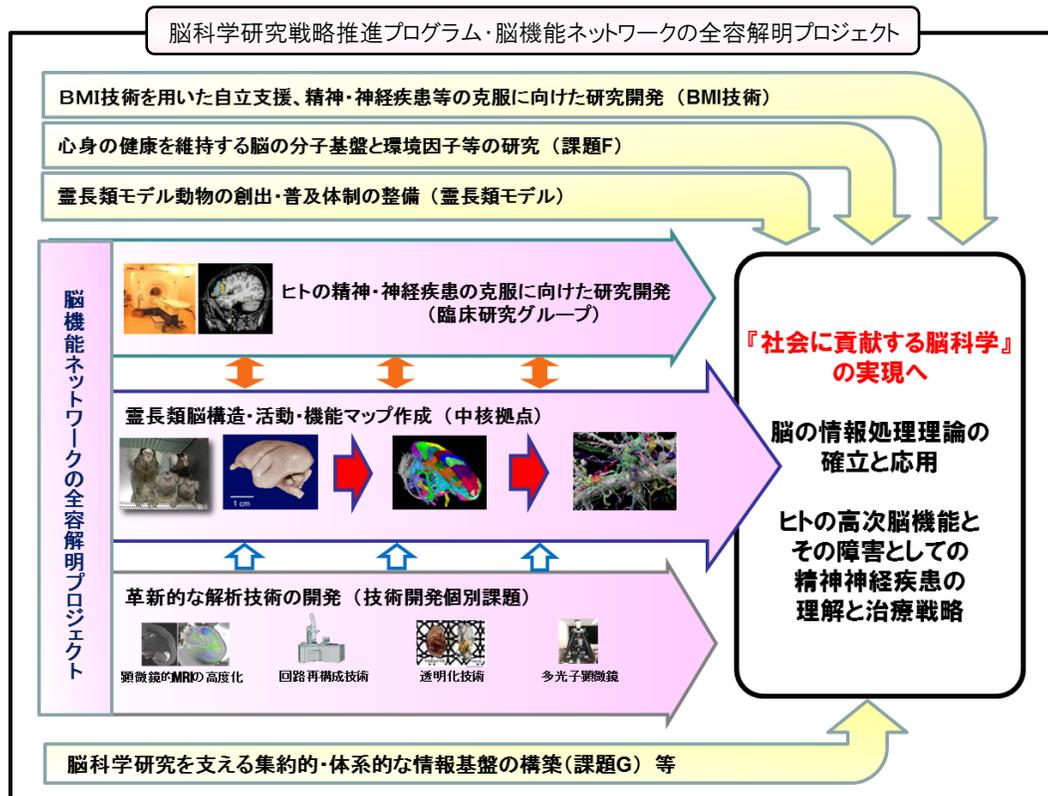
※ 認知症に係る研究開発の推進に当たっては、「健康・医療戦略」（平成26年7月22日閣議決定）及び「医療分野研究開発推進計画」（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）に基づき取り組む。

【事業名】

脳科学研究戦略推進プログラム・脳機能ネットワークの全容解明プロジェクト

【実績】

平成20年度（革新脳は平成26年度）より開始



7 認知症の人やその家族の視点の重視

- 認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるキャンペーンのほか、初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援、認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組を進めていく。【厚生労働省】

① 認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるキャンペーンの実施

- 広告等を通じて、認知症への社会の理解を深めるための**全国的なキャンペーンを展開**
- 認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点からも、**認知症の人が自らの言葉でそのメッセージを語る姿等を積極的に発信**

② 初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援

- 認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために必要と感じていることについて**実態調査**を行う
- 初期段階の認知症の人を単に支えられる側と考えるだけでなく、**認知症の人の生きがいづくりを支援**する取組を推進

③ 認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画

- 認知症の人やその家族の視点を認知症施策の**企画・立案や評価に反映**させるための**好事例の収集**や**方法論の研究**を進め、これを**発信**することで**全国的な取組を推進**。